



## 第1条 (看護小規模多機能型居宅介護サービスの目的)

乙は、介護保険法令及びこの契約に従い、甲に対し、その有する能力に応じサービス提供することによって、その居宅において自立した日常生活を営むことができるようにすることが目的である。乙は利用者の状態や希望に合わせて、訪問看護・訪問介護・短期宿泊・通いのサービスを柔軟に提供するとともに、乙の事業所を拠点として家庭的な環境と地域住民との交流を行うこととする。

## 第2条 (指定を受けているサービス及び事業所)

- 1 乙の事業所は、別紙「重要事項説明書」に記載した地域密着型サービスについて、小松市長から介護保険法令に基づく地域密着型サービス事業者として指定を受けています。また、居宅サービスについて、石川県知事から介護保険法令に基づく居宅サービス事業者として指定を受けています。
- 2 甲は、別紙「重要事項説明書」に利用事業所として記載された事業所から、看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供を受けます。
- 3 乙の概要及び職員体制については、別紙「重要事項説明書」に記載したとおりです。

## 第3条 (契約期間)

- 1 この契約の期間は、要介護認定の有効期間と同一とします。  
ただし、契約期間満了日以前に甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。
- 2 上記契約期間満了日の7日以上前までに甲から書面による更新拒絶の申し出がない場合、この契約は自動更新され、以降も同様とします。
- 3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間満了日の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日とします。  
ただし、契約期間満了日以前に甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。
- 4 甲と乙とは、この契約が更新される毎に更新時点での甲の要介護状態区分、要介護認定の有効期間及び認定審査会意見を文書で確認し、契約書と共に保管します。

## 第4条 (看護小規模多機能型居宅介護サービスの基本内容)

- 1 乙は、看護小規模多機能型居宅介護サービスとして、①通いサービスを中心として、②訪問サービス(訪問看護・訪問介護)、③ 宿泊サービス、④その他電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービス、を組み合わせたサービスを提供します。
- 2 乙が提供する看護小規模多機能型居宅介護サービスの具体的内容、介護保険適用の有無については、別紙「重要事項説明書」のとおりです。
- 3 乙が介護保険の対象外のサービスを提供する場合には、この契約とは別に契約を締結する必要があります。

## 第5条 (看護小規模多機能型居宅介護サービスの具体的取扱方針)

- 1 乙は、乙の介護支援専門員が開催するサービス担当者会議等を通じて、甲の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況を把握するよう努めます。

- 2 乙は、甲の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、第9条に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき計画的に行うこととし、甲が住み慣れた地域での生活を継続することができるようにします。
- 3 乙は、看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供に当たっては、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、機能訓練及び必要な援助を行います。
- 4 乙は、提供する看護小規模多機能型居宅介護サービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部評価を受けてその結果を公表し、常にその改善を図るよう努力します。
- 5 乙は、甲の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合、この意見に配慮してサービスの提供を行うよう努めます。
- 6 乙は、懇切丁寧に看護小規模多機能型居宅介護サービスを提供し、甲及び甲'（この契約上甲'がないときは甲の家族）に対し、看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供方法等について理解しやすいよう説明します。
- 7 乙は、看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供に当たっては、甲又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行いません。また、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- 8 乙は、甲が通いサービス及び訪問サービスを利用していない日においても、可能な限り、電話による見守り等甲の居宅における生活を支えるためのサービスを提供します。

#### **第6条 （居宅サービス事業者等との連携）**

- 1 乙は、甲に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を提供するにあたり、居宅サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 2 乙は、甲に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を提供するにあたり、利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努めます。
- 3 乙は、甲に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供の終了にあたり、甲又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、甲に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

#### **第7条 （居宅サービス計画の作成・変更等）**

- 1 別紙「重要事項説明書」のとおり対応いたします。

#### **第8条 （看護小規模多機能型居宅介護計画の作成・変更）**

- 1 別紙「重要事項説明書」のとおり対応いたします。

#### **第9条 （看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供記録）**

- 1 乙は、甲に対して看護小規模多機能型居宅介護サービスを提供した際には、当該サービスの提供日、内容及び介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、甲の居宅サービス計画を記載した書面に記載します。
- 2 乙は、甲に対する看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供に関する記録を整備し、完結日から2年間保存します。
- 3 甲は、乙に対し、いつでも1項に規定する書面その他乙に対する看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供に関する記録の閲覧謄写を求めることができます。  
ただし、謄写に際して、乙は甲に対して、実費相当額を請求できるものとします。
- 4 乙は、甲に対して、提供した看護小規模多機能型居宅介護サービスの内容を確認するために、毎月報告書を作成します。

## 第10条 (利用料等)

- 1 乙が提供する看護小規模多機能型居宅介護サービスの利用月毎の利用料及びその他の費用は、別紙「重要事項説明書」に記載したとおりです。
- 2 乙から提供を受けるサービスが介護保険の適用を受ける場合、甲は、乙に対し、原則として、利用料の1割を支払います。  
ただし、介護保険法令に基づいて、甲が、保険給付を償還払い（一旦甲が乙に対し全額を支払い、その後甲が市町村から9割分の払戻を受ける支払方法）の方法で受ける場合には、乙に対し、利用料の全額を支払います。
- 3 乙から提供を受けるサービスが介護保険の適用を受けない場合、甲は、乙に対し、利用料の全額を支払います。
- 4 乙は、乙の通常の事業実施地域以外の地域の甲の居宅において訪問サービスを提供する場合、乙の通常の事業実施地域以外の地域に居住する甲に対して送迎を行なう場合、甲に対し、交通費の実費を請求します。
- 5 乙は、甲に対し、毎月翌日20日までに、前月のサービスの内容、利用料等を記載した利用明細書を作成し、請求書に添付して送付します。  
請求書には、①甲が利用した看護小規模多機能型居宅介護サービスにつき、利用回数、利用の内訳、介護保険適用の有無、法定代理受領の有無、②看護小規模多機能型居宅介護サービス提供1回当たりの交通費実費金額及び回数を明示します。
- 6 甲は、乙に対し、利用料を、毎月翌月15日に各種金融機関より引き落としの方法で支払います。
- 7 乙は、甲から利用料等の支払いを受けたときは、甲に対し、領収証を発行します。  
領収証には、乙が提供する各種のサービスごとの介護保険給付の対象となるものと対象外との区別、領収金額の内訳を表示します。

## 第11条 (保険給付の請求のための証明書の交付)

- 1 乙は、甲に対して提供した看護小規模多機能型居宅介護サービスについて、甲から利用料の全額の支払いを受けた場合、甲から求められたときは、甲に対し、サービス提供証明書を交付します。
- 2 サービス提供証明書には、提供した看護小規模多機能型居宅介護サービスの内容、利用単位、費用等を記載します。

## 第12条 (利用料の滞納)

- 1 甲が、正当な理由なく乙に支払うべき利用料を3ヶ月以上滞納した場合において、乙が、甲に対して2週間以内に滞納額を支払うよう催告したにもかかわらず全額の支払いがないとき、乙は、甲の健康・生命に支障がない場合に限り、全額の支払いがあるまで甲に対する看護小規模多機能型居宅介護サービスの全部又は一部の提供を一時停止することができます。
- 2 甲が、乙に対し、前項の一時停止の意思表示をした後、2週間経過しても全額の支払いがないとき、乙は、甲の健康・生命に支障がない場合に限り、この利用契約を解除することができます。

## 第13条 (契約の終了)

次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

- (1) 甲の要介護状態区分が、要支援状態区分ないし自立と認定されたとき。

- (2) 甲が死亡したとき。
- (3) 第12条に基づき、乙から契約の解除の意思表示がなされたとき。
- (4) 第14条に基づき、甲から契約の解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- (5) 第15条に基づき、乙から契約の解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- (6) 甲が、介護保険施設へ入所したとき。

#### 第14条 (甲の解約権)

甲は、乙に対して、契約終了希望日の7営業日前までに文書で通知することにより、この契約を解約することができるものとします。ただし、甲の病状の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合、又は、乙が正当な理由なくサービスを提供しない場合は、直ちにこの契約を解約することができるものとします。

#### 第15条 (乙の解約権)

乙は、甲が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 甲が、契約締結時及び契約期間中に、甲の心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- (2) 甲の負担金の支払いが2か月以上遅延し、相当な期間を定めて催告したにもかかわらず支払がない場合。
- (3) 甲又は甲の家族が、故意又は重大な過失により乙又は他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

#### 第16条 (損害賠償)

- 1 乙は、甲に対する看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供に当たって、万が一事故が発生し、甲又は甲の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに甲に対して損害を賠償します。

ただし、甲又は甲の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減ずることができます。

- 2 乙は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、乙は損害賠償責任を免れるものとします。

- (1) 甲の心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
- (2) 甲が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
- (3) 甲の急激な体調の変化等、乙が実施したサービスを起因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合。
- (4) 甲が、乙の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合。

- 3 乙は、万が一の事故発生に供えて損害保険ジャパン日本興亜株式会社の損害賠償責任保険に加入しています。

#### 第17条 (緊急時の対応)

- 1 別紙「重要事項説明書」のとおり対応いたします。

## **第18条 (身分証携行義務)**

乙の従業者のうち訪問サービスの提供に当たる者は、常に身分証を携行し、初回訪問時、甲や甲の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

## **第19条 (秘密保持)**

1 別紙「重要事項説明書」のとおり対応いたします。

## **第20条 (苦情処理)**

1 別紙「重要事項説明書」のとおり対応いたします。

## **第21条 (合意管轄)**

本契約に関してやむを得ず訴訟をする場合は、金沢地方裁判所小松支部を第一審管轄裁判所とすることを甲及び乙は予め合意します。

## **第22条 (契約外事項)**

本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、甲、甲'及び乙の協議により定めます。